

## 伊勢原市ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で生活しているねたきり老人等に対し寝具の乾燥及び丸洗いのサービス（以下「サービス」という。）を行い、衛生的かつ快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 このサービスの対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱（平成12年伊勢原市告示第48号）の規定による在宅ねたきり老人等の登録を受けている者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(指定事業者等)

第3条 この事業は、市長が業務委託する事業者（以下「指定事業者」という。）が行うものとする。

(事業の実施)

第4条 サービスは、対象者又はその家族の要請により提供するものとし、年10回のサービスのうち、丸洗いは年2回、乾燥消毒は年8回とする。ただし、市長が特に認める場合は、その提供回数を増やすことができる。

- 2 指定事業者は、市長からの指示に基づき対象者宅を訪問し、寝具の回収を行い、事業者の工場に必要な処理を行った後、速やかに対象者宅に納品するものとする。
- 3 指定事業者は、サービス提供時の衛生管理に十分留意するものとする。

(申請)

第5条 サービスを利用しようとする者（次条第1項において「申請者」という。）は、伊勢原市ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い申請書（第1号様式。次条第2項において「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(サービスの決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに実態を調査し、サービス実施の可否を決定し、伊勢原市ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い利用決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 サービスの決定を受けた者は、申請書の記載事項等に変更が生じたとき又はサービスの利用を中止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(実施状況の報告)

第7条 指定事業者は、毎月の事業実施状況報告書を作成し、市長に報告するものとする。

- 2 指定事業者は、サービスの提供に必要な帳票類を、個人情報保護に最大限の配慮を行い、整備し、保管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

(ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い事業実施要綱の廃止)

2 ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い事業実施要綱（昭和51年伊勢原市告示第3号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に旧要綱によりサービスを受けている者は、この要綱の規定によりサービスを受けている者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月18日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、市民に対し発する文書等においては、必要に応じて「認知症」の次に「(痴呆)」又は「(痴呆症)」を付して表記するものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い申請書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ ）

寝具乾燥・丸洗い(水洗い)サービスの利用を希望するため、次のとおり申請します。

利用者氏名		生年月日	M.T.S 年 月 日（ ）
利用者住所	伊勢原市		
希望種別	寝具乾燥のみ	丸洗いのみ	両方

\*○で囲んでください。

伊勢原市ねたきり老人等寝具乾燥丸洗い利用決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました寝具乾燥・丸洗い事業について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

利用者住所	伊勢原市
氏 名	様
生年月日	年 月 日
利用開始月	年 月から

サービス利用のご案内

1 利用回数等について

- ・事業は、委託業者（ 年度は、 ）が行い、毎月皆さんのお宅に業者さんから連絡がいきます。
- ・掛布団・敷布団・毛布の乾燥・消毒は、年10回、丸洗い(水洗い)は、年2回のご利用となります。
- ・寝具のお預かり期間は、おおむね次のとおりです。  
寝具の乾燥・消毒 2日程度(即日又は翌日)  
丸洗い(水洗い) 3日程度

2 サービス実施中に、予備の寝具が必要な場合には、御相談ください。

3 サービスの中止や住所等連絡先に変更が生じたときは、担当まで御連絡ください。